平成２２年（フ）第１６１号
熊本県八代市郡築七番町138番地５
債務者　勝田　　譲
1　決定年月日時　平成22年12月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月18日まで
5　免責審尋期日　平成23年２月18日午前11時
熊本地方裁判所八代支部

平成２２年（フ）第１６５号
熊本県八代市海士江町3318番地１　302
債務者　中道　里美（旧姓佐々木）
1　決定年月日時　平成22年12月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月18日まで
5　免責審尋期日　平成23年２月18日午前11時
熊本地方裁判所八代支部

平成２２年（フ）第３５０号
釧路市若松町２番14号
債務者　井上　和広
1　決定年月日時　平成22年12月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月21日まで
5　免責審尋期日　平成23年２月23日午前９時30分
釧路地方裁判所

平成２２年（フ）第３５１号
釧路市若松町２番14号
債務者　井上　智依
1　決定年月日時　平成22年12月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月21日まで
5　免責審尋期日　平成23年２月23日午前９時30分
釧路地方裁判所

平成２２年（フ）第３５２号
釧路市若松町２番14号
債務者　鈴木　未佳（旧姓似鳥）
1　決定年月日時　平成22年12月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月21日まで
5　免責審尋期日　平成23年２月23日午前９時30分
釧路地方裁判所

平成２２年（フ）第３０９０号
横浜市保土ケ谷区瀬戸ケ谷町282番地５
債務者　吉田　敏哉
1　決定年月日時　平成22年12月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月21日まで
5　免責審尋期日　平成23年２月22日午後４時30分
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第３３３６号
横浜市旭区鶴ケ峰本町２丁目51番３―501号
債務者　赤石　幸恵
1　決定年月日時　平成22年12月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月21日まで
5　免責審尋期日　平成23年２月22日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第３６２７号
横浜市戸塚区戸塚町2880番地　メゾン皇谷Ａ―206号
債務者　伊藤　礼子
1　決定年月日時　平成22年12月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月21日まで
5　免責審尋期日　平成23年２月22日午後４時30分
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第８３２号
愛知県刈谷市泉田町城前106―１　ヴェスティビュール303、住民票上の住所愛知県豊橋市植田町字関取12番地の１
債務者　大山　龍治
1　決定年月日時　平成22年12月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月21日まで
5　免責審尋期日　平成23年２月７日午後１時30分
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２２年（フ）第８３６号
愛知県安城市明治本町４番９号
債務者　稲田　　渉
1　決定年月日時　平成22年12月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月21日まで
5　免責審尋期日　平成23年２月７日午後１時30分
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２２年（フ）第６８８号
岡山市東区富崎700番地２　山田Ｂ市営住宅302号
債務者　吉岡知恵子（旧姓畝岡）
1　決定年月日時　平成22年12月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月21日まで
5　免責審尋期日　平成23年３月４日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第７４８号
岡山県瀬戸内市邑久町尻海3791番地
債務者　關口　　修
1　決定年月日時　平成22年12月21日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月21日まで
5　免責審尋期日　平成23年３月10日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第７７６号
岡山市北区今７丁目18番13―３号　今コーポ102号
債務者　大田　　雄
1　決定年月日時　平成22年12月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月21日まで
5　免責審尋期日　平成23年３月４日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第３６２２号
横浜市南区白妙町５丁目65番地１　パレ・ドール伊勢佐木町南907号
債務者　林　裕美子
1　決定年月日時　平成22年12月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月22日まで
5　免責審尋期日　平成23年２月23日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第７３７号
相模原市中央区横山３丁目23番18号　コーポアンドウ202
債務者　末冨　光紀
1　決定年月日時　平成22年12月21日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月22日まで
5　免責審尋期日　平成23年２月22日午後１時30分
横浜地方裁判所相模原支部